

医政指発第 1213 第 1 号
平成 23 年 1 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

衛生検査所名簿等の提出について（依頼）

衛生検査所の指導監督については、日頃から御配慮いただいておりますが、平成 23 年度における衛生検査所の現状を把握し、今後の業務上の参考としたいので、下記の書類を作成のうえ提出願います。

記

1. 提出書類

- 様式 1 衛生検査所名簿（平成 24 年 1 月 1 日現在）
※ 管下の保健所政令市及び特別区の作成成分を含む。
- 様式 2 衛生検査所名簿集計表
- 様式 3—1 衛生検査所立入検査結果集計表（平成 23 年度）
- 様式 3—2 衛生検査所立入検査結果集計表（R I を備える検査所）
（平成 23 年度）

2. 提出先

厚生労働省医政局指導課医療関連サービス室技術管理係

3. 提出期限

- 様式 1 及び 2 平成 24 年 1 月 20 日（金）
様式 3—1 及び 3—2 平成 24 年 5 月 31 日（木）

4. 留意事項

別紙（記載要領）を参照のうえ提出書類を作成すること。

別紙

(記載要領)

特に様式1及び様式2は、毎年厚生労働省から参考資料として送付している「衛生検査所の現状」の基礎資料となるため、以下事項を留意し作成すること。

様式1 衛生検査所名簿（平成24年1月1日現在）

1. 当様式は、平成24年1月1日現在で作成し、登録番号順に記入すること。
2. 「検査所名」欄は、登録名称を正確に記入すること。
3. 「経営主体」欄は、次の区分に従い番号を記入すること。

1 都道府県（衛生研究所等）	8 医療法人
2 市町村（衛生研究所等）	9 株式会社
3 社団法人（医師会）	10 有限会社
4 社団法人（臨床検査技師会）	11 個人
5 社団法人（薬剤師会）	12 その他の法人
6 その他の社団法人	13 その他
7 財団法人	
4. 「登録検査業務」欄は、登録区分に従い当該欄に○印を記入すること。
二次分類に関しては立入検査等で正確な分類が把握できていない場合には、報告徴収に基づいた分類を記入すること。
5. 「RIの使用」欄は、医薬品である検体検査用放射性同位元素を使用して検体検査を行っている場合に○印を記入すること。
6. 「管理者」及び「精度管理責任者」欄は、次の区分に従い「資格」を記入すること。

「医」 医師	「臨」 臨床検査技師	「衛」 衛生検査技師
--------	------------	------------
7. 「指導監督医」欄については、指導監督医を置いている場合は○印を記入すること。
8. 「従事者数」欄は、各衛生検査所（衛生検査所に付随する営業所を含む。）の「常勤」（管理者を含む）、「非常勤」を分けて人数を記入すること。
また、「常勤」、「非常勤」のうち、各々医師、臨床検査技師（衛生検査技師含む）が何名勤務しているかを記入すること。
9. 調査日現在休止している衛生検査所については、「登録年月日」欄に登録年月日のほかに「休止中」と記入すること。

様式2 衛生検査所名簿集計表

1. 当様式は、都道府県作成分の様式1と保健所政令市又は特別区作成分の様式1を都道府県においてすべて集計し、作成すること。
2. 検査所数等誤謬のないように作成すること。特に「2. 経営主体別の衛生検査所数」以降については、休止中の衛生検査所にかかる計数を計上しないこと。
3. 留意点等詳細については、当様式中に記載しているので、確認すること。

様式3 衛生検査所立入検査結果集計表（平成23年度）

1. ここでいう立入検査とは、臨床検査技師等に関する法律第20条の5に基づき実施されるものを指し、開設時等の立入検査は含めない。
2. 当様式には様式3-1とR Iを備える検査所に係る様式3-2の二種類がある。
3. 様式3-2に関しては管下にR Iを備える検査所がある都道府県のみ提出すること。
4. 当様式は都道府県単位で集計を行う。このため管下の保健所政令市及び特別区（以下、「政令市等」という）が実施した立入検査についても、必要に応じて政令市等に実施件数等を確認すること。
5. 指摘の有無の判断にあたっては、文書指導、口頭指導の両方を対象とすること。
6. 「否（不適合）」のチェック数欄には指摘事項の件数ではなく、指摘を受けた衛生検査所のカ所数の集計を記入すること。
（例：ある衛生検査所で管理者に対し指摘事項が3件あった場合でも、衛生検査所のカ所数のみカウントするため、1カ所とする）
7. 立入検査の結果、評価が「適合」であった場合、その数をカウントする欄はないのでカウントしなくてよいこと。
8. 「非該当」の欄は検査項目として該当がなかった数を記入すること。
（例：管理者が医師の場合、指導監督医は不要のため、「非該当」1件とする）
9. その他作成上の留意点等については、各様式中に示したので確認すること。
10. 当様式は様式1、2と提出期限が異なるので注意すること。
<当様式の提出期限は平成24年5月31日（木）>